様式コード								
2	2	0	0					

健康保険厚生年金保険 厚生年金保険

被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届



	令和	年	月	日提出																
	事 業 所 整理記号		-			事業所 番号													受付印	
		届書記入の個 〒	人番号に誤りた	パないことを確	認しました。															
提出者	事業所 所在地																			
記入	事業所名 称	 *										社会保険労	游士記載		7					
欄	事業主 氏 名	L									名 等	名 等								
	電話番号	()																		
	1		2	(プリカ・ナ)				<u> </u>				3	5.昭和	年	F		日	4	1. 男	5. 男(基金)
被	被保険者整理番号	氏名 (集)							生年月日	7.平成 9.令和					種別	2. 女 3. 坑内員	6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)			
保 険	取得区分	1) 健保·厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	個人 番号 基礎年 金番号									取得 (該当) 年月日	9.令和	年	F		日	被扶養者	0. 無	1. 有
者 1	9 報酬 月額	⑦(通貨) ②(合計 ⑦+②)								備考	1. 7	該当する項目をOで囲んでださい。 3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 1. 70歳以上被用者該当 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他()								
	⑪ 住 所	円 日本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 〒 (798 f)									7	1. 海外在住 理由: 2. 短期在留 3. その他())								
被保険	被保険者整理番号		氏名	(フリガナ) (氏)				(名)				3 生年 月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	F	I	日	4 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
	⑤ 取得区分	(1) 健保·厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人 番号 基礎年 金番号									⑦ 取得 (該当) 年月日	9.令和	年	F	I	日	8 被 扶 養 者	0. 無	1. 有
者 2	9 報酬 月額	②(通貨) 円 ②(資物) 円									備考	該当する項目をOで囲んでください。 3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等) 1. 70歳以上被用者該当 4. 退職後の継続再雇用者の取得 2. 二以上事業所勤務者の取得 5. その他 ()								
	① 住所	日本年金機構	に提出する際、((:	固人番号を記え がけ)	した場合は、住	ド所記入は不	要です。						1. 海外在住 理由: 2. 短期在留 3. その他()							
被保険	① 被保険者 整理番号		2 氏名	(フリガナ) (氏)				(名)				③ 生年 月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	F	I	日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
	取得区分	1) 健保·厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人番号 基礎年金番号									⑦ 取得 (該当) 年月日	9.令和	年	F		日	被扶養者	0. 無	1. 有
者 3	報酬月額	⑦(通貨) ②(合計 ⑦+②) ⑦(現物) 円 日本年金機構に提出する際、個人番号を記入した場合は、住所記入は不要です。 円 〒 (795 ?)									備考									
	⑪ 住 所										7 1	(理由: 2. 短期在留 3. その他())								
	① 被保険者 整理番号		② 氏名	(7リカ [*] ナ) (氏)				(名)				3 生年 月日	5.昭和 7.平成 9.令和	年	F	I	日	④ 種 別	1. 男 2. 女 3. 坑内員	5. 男(基金) 6. 女(基金) 7. 坑内員 (基金)
被 保 険	⑤ 取 得 区 分	1. 健保·厚年 3. 共済出向 4. 船保任継	⑥ 個人 番号 基礎年 金番号									⑦ 取得 (該当) 年月日	9.令和	年	F		日	8 被 扶 養 者	0. 無	1. 有
者 4	9 報酬 月額	⑦(通貨) 月 ②(現物) 月										備考	該当する項目をOで囲んでください。					7得		
	① 住所	日本年金機構	に提出する際、(i 	国人番号を記り アリガナ)	くした場合は、住	E所記入は不習	要です。									理	由:	1. 海外在住 2. 短期在留 3. その他(,)

協会けんぽご加入の事業所様へ

※ 70歳以上被用者該当届のみ提出の場合は、「⑩備考」欄の「1.70歳以上被用者該当」 および「5.その他」に〇をし、「5.その他」の()内に「該当届のみ」とご記入ください(この場合、 健康保険被保険者証の発行はありません)。

この届書は 「従業員を採用した場合」、「60歳以上の方で退職後に継続して再雇用した場合」 、「他事業所での共済組合員を喪失したことにより健康保険の徴収・給付を開始する場合」 にご提出いただくものです。

·70歳以上の方について提出する場合は、「⑩備考」欄の「1.70歳以上被用者該当」を○で囲んでください。

・次の場合は下記の別様式での届出をお願いします。

従業員等が在職中に70歳に到達した場合→『70歳到達届』(資格喪失届・70歳以上被用者該当届)

国民健康保険組合に加入する従業員を採用した場合→『被保険者資格取得届(国保組合用)』

記入方法

③生年月日

4)種別

10備考

提出者記入欄 : 事業所整理記号・事業所番号は下図を参照し、新規適用時または名称・所在地変更時に付された記号・番号をご記入ください。

事業所 整理記号 0 1 - イロハ 事業所 1 2 3 4 5

①被保険者整理番号・拡い出ししますので、記入する必要はありません。

の氏名 : 氏名は住民票に登録されているものと同じ氏名をご記入ください。フリガナはカタカナで正確にご記入ください。

: 年号は該当する番号を○で囲んでください。生年月日は下図を参照しご記入ください。

7. 平成 6 3 0 5 0 3

: 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

	男子	女子	坑内員
一般(基金未加入)	1	2	3
厚生年金基金加入員	5	6	7

⑤取得区分 : 下図を参照し、該当する番号を○で囲んでください。

1. 健保・厚年 健康保険・厚生年金保険の被保険者となったとき(船員保険適用者を除く)
 3. 共済出向 共済組合から公庫等へ出向した職員であるとき
 4. 船保任総 船員任業総統按保険者であるとき

⑥個人番号 ・本人確認を行ったうえで、個人番号をご記入ください。基礎年金番号を記入する場合は、基礎年金番号通知書等に記載されている

[基礎年金番号] ⑦取得(該当)年月日 10桁の番号を左詰めでご記入ください。

:適用事業所に使用されるに至った日(事実上の使用関係が発生した日)、(70歳以上被用者該当届としての提出の場合は、70歳以上被用者に該当した日)、その使用される事業所が適用事業所となった日等をご記入ください。

⑧被扶養者:健康保険の被扶養者がある場合は「1.有」を、ない場合は「0.無」を○で囲んでください。

「1. 有」の場合は『被扶養者(異動)届』の届出が別途必要です。

⑤報酬目額 :「⑦(通貨)」は給料・手当等、名称を問わず労働の対償として金銭(通貨)で支払われるすべての合計金額をご記入ください。

※1 臨時に支払うものや、3月を超える期間ごとに支払う賞与等は対象となりません。

※2 週給の場合は、報酬額を7で割って得た額の30倍に相当する金額をご記入ください。※3 実績によって報酬が変わる場合は、資格取得月の前月1カ月間に、同事業所内で同様の業務に携わっている従業員の報酬の平均額をご記入ください。

「②(現物)」は、報酬のうち食事・住宅・被服・定期券等、金銭(通貨)以外で支払われるものについてご記入ください。

現物によるものの額は、厚生労働大臣によって定められた額(食事・住宅については都道府県ごとに定められた価額、その他被服等は時価により算定した額)をご記入ください。

:該当する場合に番号を○で囲んでください。

「1.70歳以上被用者該当」は、被用者が70歳以上の方の場合に○で囲んでください。

在職中に70歳に到達した場合は、この届書ではなく『70歳到達届』(資格喪失届・70歳以上該当届)をご提出ください。

「2. 二以上事業所勤務者の取得」に該当する場合は、資格取得日から10日以内に、被保険者が『被保険者所属選択・二以上事業所勤務届』を提出する必要があります。

「3. 短時間労働者の取得(特定適用事業所等)」は、短時間労働者に係る資格取得届を提出する場合に○で囲んでください。 「4. 退職後の継続再雇用者の取得」に該当する場合は、この届書とあわせて『被保険者資格喪失届』の提出が必要です。 被保険者が共済組合制度(短期給付)の適用を受ける二以上事業所勤務者であり、健康保険の徴収給付を行わない場合は、

「5. その他」を○で囲み、()内に「他事業所で共済加入」とご記入ください。

共済組合制度(短期給付)を含む二以上事業所勤務者であった者が組合員の資格を喪失したため、健康保険の徴収給付を開始する場合

は、「5. その他」を〇で囲み、()内に「共済組合員の資格喪失」とご記入ください。

⑪住所 :住民票住所をご記入ください。なお、日本国内に住民票(個人番号)を有していない等、住民票住所を記入できない場合は、 居所等を記入のうえ「1.海外在住」 「2.短期在留」 「3.その他」のいずれか該当する理由を○で囲み、「3.その他」に

○をした場合は、その理由をご記入ください。※日本年金機構に提出する際「⑥個人番号」欄に個人番号を記入した場合、

住所記入は不要です。

添付書類

・60歳以上の方で退職後の継続再雇用の場合

ア. 就業規則・退職辞令のコピー等退職日が確認できる書類、および継続して再雇用されたことが確認できる雇用契約書のコピー

イ.上記「ア」の書類が添付できない場合、事業主の証明書(退職日、再雇用日が記載されているもの)等

お知らせ

- ・マイナンバー制度の導入に伴い、日本年金機構では原則として住民票上の氏名および住所で年金記録を管理することにしています。住民票住所以外の居所等にねんきん定期便等の日本年金機構からの各種お知らせ等の送付をご希望の場合は、別途『住所変更届』をご提出ください。
- ・この『被保険者資格取得届・70歳以上被用者該当届』を提出し、資格取得の確認および標準報酬月額が決定されると、『資格取得確認および標準報酬決定通知書』・『70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせ』(70歳以上被用者に該当する場合)が事業所に送付されますので、事業主は通知内容を被保険者に通知してください。
- ・「短時間労働者」とは、国・地方公共団体・特定適用事業所等において使用される、以下の全ての要件を満たした場合に被保険者となります。 ア.週の所定労働時間が20時間以上であること。
 - イ. 賃金の月額が88,000円(年額106万円相当)以上であること。ただし、①臨時に支払われる賃金(結婚手当等)および1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、②所定時間外労働等に対して支払われる賃金(割増賃金等)、③最低賃金法において算入しないことを定める賃金(精皆勤手当、通勤手当および家族手当)を除く。
 - ウ. 学生でないこと。
 - ※上記ア〜ウの要件を満たしていても、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が正社員の4分の3以上の従業員については、通常の被保険者となります。